

議案第217号

訴えの提起について

損害賠償請求事件に関し、下記のとおり東京高等裁判所に控訴をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇人

記

1 第1審事件の要旨

原告らは、市職員であった原告らの子が死亡したのは、同僚の職員によるパワーハラスメント行為及び市側の安全配慮義務違反等によるものであるとし、それぞれ40,475,602円の損害賠償を求め、市を被告として訴訟を提起した

2 第1審判決の要旨

- (1) 被告は、原告らに対し、それぞれ6,599,333円及びこれに対する平成23年12月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 控訴の当事者 控訴人 さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

被控訴人 第1審原告ら

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分の取消しを求めるもの
- (2) 被控訴人らの(1)の取消しに係る部分の請求の棄却を求めるもの
- (3) 被控訴人らに対し第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求めるもの

5 控訴をする理由

さいたま地方裁判所より標記事件についての第1審判決があったが、容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条に基づき、東京高等裁判所に控訴をするもの